

階段昇降機設置工事 随意契約理由書

標記工事は、当所のエレベーターの故障による府民サービス等への支障が生じており、エレベーター新設までの間の応急対応として、階段昇降機を設置するものです。

○保健所施設の概要

- ・新築 平成6年12月7日
- ・規模 鉄筋コンクリート造り、4階建、 総床面積3,1725.26㎡
- ・設備 エレベーター1基（巻き取り式）、階段1か所

○EV故障に至った経緯

平成6年12月の開所時に日本エレベーター製造株式会社製のエレベーターを設置。

平成26年メーカーからメンテナンス会社を通じて、「今後、故障時の交換部品の供給が困難である」旨の申し入れがあったが、本府の財政状況から、稼働している状況でのエレベーター更新は不可とされたため、やむなく継続して運用してきた。

令和元年8月18日、突然エレベーターが動かない状態となり、メンテナンス業者に点検を依頼したところ、故障の原因は制御盤部分で、交換が必要であるが、既に交換部品がメーカーにもなく修繕不可。メンテナンス先に同じ機種のエVの制御盤のストックを探してくれるとのことであったが無かったとの回答あり。

○EVの新設検討状況

現エレベーターの修繕不可を受け、速やかにエレベーターの付け替えに向け、健康医療総務課保健所・事業グループに相談し、府施設の管理を所管する公共建築室との三者で打ち合わせを行ったところ、公共建築室からは令和2年度に実施設計、令和3年度に入札、工事実施が最短スケジュールと示された。公共建築室には保健所Gを通じて、保健所に来所する方は身体的にフォローの必要な方が多く、合理的配慮の観点からもスケジュールの短縮を要望したが対応不可との見解であった。

付け替え調整継続中。

○府民サービス及び業務への支障

保健所には、年間約2万人の方が来所され、また、日常的に身体の不自由な方や外見からはフォローが必要か分からない方など多数の方が来所されており、EV故障以降に下記のような支障が生じている。

- ・利用者及び職員の危険

階段昇降が困難な方が2階（X線室等）や3階（生活衛生室等）を訪ねてこられた場合、1階で対応できる内容であれば職員が降りてきて対応しているが、関係台帳やシ

ステムの関係で全ての業務を1階で行えるわけではなく、その場合は職員数人で車椅子を上階まで持ち上げている。

そのため、人力での介助は車椅子の落下や職員の危険も伴っており、大きな負担となっている。

- ・ 階段昇降が困難にもかかわらず、昇降され体調を崩される方
EV前には職員が介助する旨掲示しているが、遠慮されて自身で階段を昇られ体調を崩すケースが発生している。
- ・ EV故障に対する窓口でのトラブル（苦情）
健常者であっても階段利用に対する苦情が頻発している。
- ・ 会議室等が2階以上のため保健所事業を所外で実施
- ・ 庁舎清掃業者（高齢者）の上階からのごみの搬出、清掃用具の移動
- ・ 検体の搬入搬出、納入物品の搬入

○代替措置の検討結果

保健所は新・府有建築物耐震化実施方針の中でも災害時に重要な機能を果たす建築物（人命救助の主要な拠点施設）とされており、また、日常的に上記の支障が生じており、長期にわたりエレベーターの故障を放置することはできないため、以下の代替措置の検討を行った。

- ① 電動車椅子を載せられる階段昇降機
現物確認したが保健所の階段幅が狭く転回できないことがわかり断念。
- ② 荷物用人力階段昇降機
小さな荷物（コピー用紙2箱程度）を乗せて階段を人力で引き上げる昇降機を購入。
- ③ 荷物用電動階段昇降機
検体や物品（約100kg程度）搬出入用に電動階段昇降機を購入予定。
- ④ 乗用レール式階段昇降機
メーカー及び設置現場に赴き、現物確認したところ、当所の階段幅でも設置できる可能性があることがわかったため、メーカーによる現場調査を経て建築基準法や消防法に適合し設置可能である旨確認できた。

乗用レール式階段昇降機の設置にあたっては、金額的には一般競争入札となる案件であるが、入札になると公告までに1か月以上、公告から契約締結までに更に1か月以上を要する。保健所は新・府有建築物耐震化実施方針の中でも災害時に重要な機能を果たす建築物（人命救助の主要な拠点施設）とされており、また、日常的に府民サービスや職員の事務執行に支障が生じており、長期にわたりエレベーターの故障を放置することはできないことから、一刻も早く応急設置する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約を締結することとする。